

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
1. 大気環境	1-1. PM2.5等への配慮			PM2.5への配慮をして欲しい。	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、「山口県環境影響評価技術指針」等に基づき、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて選定しており、本発電所の稼働に伴いばいじんを排出することから、浮遊粒子状物質を評価項目として選定しております。	PM2.5の現在値に対する増加の割合と季節、風向による（中国大陸からの黄砂とPM2.5の関係）影響	<p>全国の平成24年度におけるPM2.5の環境基準達成状況をみると、一般局312局のうち、環境基準非達成局は177局（56.7%）であり、このうち、黄砂の影響による局は59局（18.9%）を占めています。</p> <p>※長期基準：年平均値が15μg/m³以下 短期基準：日平均値が35μg/m³以下（評価は、日平均値の年間98%タイル値とする。） 〔出典：「平成24年度 大気汚染状況について」（環境省、平成26年3月28日）〕</p> <p>また、環境省が全国の平成25年11月～平成26年6月におけるPM2.5濃度の状況をそらまめ君データを用いて確認したところ、注意喚起のための暫定的な指針値（一般局で日平均値が70μg/m³）を超過した日数は9日延べ37局で、九州から東北の広い範囲で広域的汚染（中国大陸からのPM2.5の移流）であることが示唆されています。</p> <p>〔出典：「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合第6回 参考資料2-2平成25年冬期～平成26年夏期のPM2.5濃度の状況及び注意喚起の運用結果」（環境省、平成26年10月29日）〕</p> <p>本発電所の稼働に伴いばいじんを排出することから、バグフィルタ（除塵装置）の設置により環境負荷の低減に努めるとともに、浮遊粒子状物質を評価項目として選定し、予測および評価を行ってまいります。</p>		
					対象事業実施区域及びその周囲の光化学オキシダントの昼間の1時間値が（年平均値は0.034ppmだが）環境基準値0.06ppmを越えている時間がある事による大気環境への影響	<p>対象事業実施区域周辺における一般局（防府市役所）の光化学オキシダント濃度（昼間の日最高1時間値）の過去5年間（平成21～25年度）の年平均値の経年変化は0.045～0.052ppmの範囲にありますが、県内の他の地域と比べても、大きな差がありません。また、全国の一般局における過去5年間（平成20～24年度）の光化学オキシダントの年平均値は0.044～0.048ppmの範囲にあり、全国平均と同程度の濃度となっています。</p> <p>〔出典：「平成22～26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成22～26年）および「平成24年度 大気汚染状況について」（環境省、平成26年3月28日）〕</p> <p>大気中におけるオキシダントの生成メカニズムとして、窒素酸化物の影響や炭化水素の影響などが考えられ、それらの排出量削減が行われてきましたが、未だその生成メカニズムが科学的に十分解明されておらず光化学オキシダントそのものとして予測評価することは難しいものと考えております。</p> <p>なお、本事業においては、排煙に含まれる窒素酸化物の低減措置（炉内脱硝方式）を講じることで、実行可能な範囲での低減に努めてまいります。窒素酸化物の大気拡散予測については今後、準備書にてお示しすることとしております。</p>			

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
1. 大気環境	1-2. 重金属類、ダイオキシンへの配慮			<p>排ガスやアッシュ中に含まれる重金属類、バイオマスにおけるダイオキシンについて、配慮すべき事項として検討結果を追加してはどうか。</p>	<p>※当日発言できませんでしたが、見解は以下のとおり。 石炭中の重金属（微量物質）は、一般的に土壌中の濃度と同程度であり、バグフィルタ等のばい煙処理設備によって除去され、排ガス中にはほとんど含まれません。回収された重金属が付着等した石炭灰については、セメント原料等として再資源化されます。再資源化に当たっては、溶出試験等の安全性の確認が行われ、適切に対処しますので、重金属類により著しい環境影響が生じるおそれはありません。</p> <p>また、本計画で採用する循環流動層ボイラは、ダイオキシン対策特別措置法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉）ではありませんが、ごみ処理施設の技術上の基準（廃掃法）に照らし合わせても「800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留」の条件を満たしており、バイオマス燃料の性状からもダイオキシン類の発生量は十分低いと考えますので、環境影響評価の対象としていません。</p>				
	1-3. 工事中の環境保全措置						5-(5) 工事中の環境保全措置 建設中サイトを出るトラックタイヤの持ち出し粉じんへの対策が必要ではと思います。	工事関係車両の出場時には、適宜タイヤ洗浄を行い、粉じんの飛散防止を図るなどの環境保全対策を検討してまいります。	

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見				
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解	
1. 大気環境	1-4. 排出濃度等の数値			SOx濃度が高すぎるので、実態に合った数値で予測して欲しい。	方法書に記載の数値は、本事業の計画値（生値：175ppm、6%O2換算値：150ppm）であり、大気汚染防止法で定める硫黄酸化物の規制（防府市の硫黄酸化物に係る排出基準（K値規制））4.5に対しては、2.3程度の値となります。環境アセスにおいては、本事業で計画する計画値（最大値）で、周辺環境への影響を予測評価し、環境基準との比較結果も含め、準備書にてお示しして参ります。	方法書2-9、2-13、火炉内での脱硫、脱硝について 1) 脱硫、脱硝の具体的な方法を説明して下さい。 2) 排出濃度硫黄酸化物175ppm、窒素酸化物100ppm以下の具体的な脱却濃度示して下さい。（推定値でも）	1) 脱硫方法は、直接ボイラ内へ粉体の石灰石を投入し、硫黄酸化物を反応させて処理する炉内脱硫方式を採用しています。また、脱硝方法は、ボイラ内の燃焼温度を微粉炭焚きボイラより400℃近く下げることにより、高温燃焼により発生する窒素酸化物を抑制することに加え、炉内へ尿素水を投入し、無触媒で尿素由来のアンモニアガスと反応させて処理する炉内脱硝方式を採用しています。いずれも、循環流動層ボイラの特徴でもある炉内での処理方法です。 2) 硫黄酸化物は炉内脱硫のみで処理を行う計画であり、80%程度の低減となる計画です。窒素酸化物は、予めボイラ内の燃焼温度を下げ、窒素酸化物の発生自体を抑制した後、更に無触媒脱硝により25%程度低減させる計画としています。			
							6-(4) ばい煙に関する事項 硫黄酸化物排出量は昨今の数字に比べ高めに感じられます。詳細をよく聞かれる事をお勧めします。	排煙脱硫装置に乾式炉内脱硫方式を採用することにより、排ガス中の硫黄酸化物を70m3N/h以下に低減します。また、硫黄酸化物を評価項目に選定するとともに、予測および評価の結果については準備書に記載してまいります。		
							ばい煙に関する事項：表2.2-5の数値をそのまま用いるとSOx・ばいじんともその排出量は防府市全体排出量の約2倍（計算間違い？）。現状の科学技術レベルからは余裕を持ち過ぎではないか？この数値が計画書に影響することはあるか？いずれにせよ甘えのない事業計画を開示すべきと思います。（また誰にもわかる単位を使って欲しい）	大気汚染防止法等における規制値の1/2以下程度で計画しています。本計画値で周辺環境への影響について、評価してまいりたいと考えています。濃度、排出量等の単位については、一般的に使用されているものを使用しております。		
	1-5. 健康への影響					C02排出による温暖化への影響と大気汚染物質の健康への被害についてお聞かせ願いたい。 多様なバイオマス燃料の混焼が可能であるCFBボイラを採用すると共に事業者として実行可能な範囲でバイオマス燃料の混焼率を高めることで温室効果ガスの削減に取り組んでいく考えです。 また、大気質の影響については、現在実施中の環境調査（大気質調査）の結果を基に、発電所の建設および運転に伴う周辺環境への影響を予測評価し、環境基準との比較結果も含め、準備書にてお示しして参ります。				

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
1. 大気環境	1-6. 冷却塔からの熱の影響	冷却塔からの熱の影響はどれくらいか。	冷却塔では、多くは工業用水が蒸発することによる潜熱を利用し冷却します。一部、外気へ熱も放出しますが、周辺温度を上げるほどのものではありません。					復水器冷却塔について8,800-2,500=6,300 m ³ /日の水分量が蒸発して生成する水蒸気を伴う、加温された熱交換用空気（外気）が、塔頂から排出されるので、冷却器は一種の排ガス設備とみなせます。 本発電所では、温排水対策は不要ですが、温排水による大気環境への影響（ヒートアイランドなどの熱汚染）の評価が必要であると考えます。	ヒートアイランド現象の要因は、地表面被覆の人工化、都市形態の密度化、人工排熱の増加です。人工排熱で問題となるのは、燃料の燃焼に伴った熱や空気冷却式の空調機器などから発生する顕熱です。 本事業で採用する湿式冷却塔は、蒸発潜熱（温度変化を伴わないで放出される熱量）を利用した冷却方式であり、空気冷却式の復水器のように直接大気へ顕熱放散する仕組みとは全く異なる方式で、周辺の気温上昇を抑制します。 なお、防府市は、ヒートアイランド現象が顕著である大都市域のような大規模建築物、人工物で被覆された地域の面積が小さく、また、本事業実施区域は市街地の中心に立地していないことから、本事業の実施が大都市域の中心部で見られるようなヒートアイランドなどの現象を引き起こすことはないと考えています。
		排出部を中心とした、周辺大気温度分布の調査、予測が必要ではないか。						本事業により周辺の住宅地域で人が体感できるほどの気温の上昇は生じないと考えられます。 【参考】 本事業の冷却塔の稼動に伴い、冷却塔から排出される温排気による周辺環境の気温変化を簡易的な手法で予測してみました。その結果、地上の上昇気温が最も高くなる気象条件は、風速が1.5m/s、大気安定度がA（最も不安定）の時、上昇気温は風下距離約600mにおいて0.1℃と予測され、周辺大気温度分布への影響はほとんどないものと考えております。	
		冷却塔の諸元として、排出ガス量、排ガス温度、排気部高さの明記が必要。							設備仕様は検討中ですが、本計画と同規模の冷却塔では、夏場において水蒸気量が約6,000m ³ 、水蒸気温度が約40℃であり、冷却塔排気部の高さは、約15mで計画しております。
	1-7. 予測対象時期							大気環境も水環境も予測対象時期として定常運転状態のときを選んでいるが、始動時や停止時といった非定常時も影響を評価すべきと思う。	環境影響評価技術指針のとおり、供用時の予測対象時期は、定常状態にある時期に影響が最大になる時期としております。 ベースロード電源であるバイオマス・石炭混焼発電所は、ミドル電源のガス焚の発電所とは違い、起動停止の頻度は低いことから、極めて一時的な影響であると考えられます。

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
2. 水環境	2-1. 排出濃度等の数値			COD、SSの濃度が高すぎるので、実態に合った数値で予測して欲しい。	工業用水は佐波川から取水する計画です。そのため、荒天時に工業用水の水質が悪化することが想定されます。一方、佐波川水系では、過去、濁水による取水制限が行われており、その場合に本事業においても工業用水の使用を低減する処置を予め計画に折り込まなければならぬと考えております。その際、冷却塔が工業用水の大部分を使用することから、冷却塔の工業用水を絞る可能性があります。いずれの場合においても、COD/SS濃度が上昇するため、排水性状の計画に折り込んでおります。なお、本計画値で環境アセスの予測評価において、周辺環境に与える影響を評価することとしております。	方法書2-15、図2.2-7において想定される排水濃度を示して下さい。排水処理装置への流入水と流出水のCOD、SS、T-N、T-Pについて、また冷却水についてもCOD、SS、T-N、T-Pの推定値を示して下さい。	設備の詳細については、現在検討中ですが、排水処理設備へ流入する排水はプラント雑排水など多種あり、流入水濃度は最大でCOD約150mg/l、SS約500mg/l、T-N約15mg/l、T-P約2mg/lで計画しています。また、冷却塔は工業用水の利用を計画しており、荒天時に工業用水の水質が悪化した場合や濁水時に冷却塔での工業用水の使用量を低減した運用した場合でも、水質汚濁防止法の対象となる特定施設はありませんが、法や県条例の環境基準値を順守できる数値として放流水の水質を設定しています。なお、冷却塔への流入水水質は、工業用水の水質です。		
	2-2. 漁業への影響					排水による三田尻湾・向島漁港への影響と漁場への影響	本事業計画では、循環冷却方式（冷却塔）を採用することとしており、多量の温排水の放水を回避する計画です。本事業の排水は、0.036m ³ /s程度であり、三田尻湾や向島漁港の船舶航行等に影響を及ぼすことはないと考えております。また、プラント排水、生活排水等は新たに設置する排水処理装置や浄化槽で処理を行った後、監視槽にて排水基準値内であることを確認のうえ、既設の排水口より海域へ排出する計画であり、周辺漁場環境への影響は小さいものと考えております。		
	2-3. 排水温度					発電所における排水温度は、環境を歪めやすい。方法書には、「適切な」という言葉しかないが、夏冬の排水温度と内容を具体的に知りたい。	夏冬の排水温度は下記のとおりです。 <<夏季>> 排水温度約36℃ <<冬季>> 排水温度約25℃ 計画する排水の大部分は、冷却塔の熱交換で使用した工業用水を入れ替える際の排水となります。また、プラント排水、生活排水等は新たに設置する排水処理装置や浄化槽で処理を行う計画です。これらの排水は、エア・ウォーター（株）防府工場敷地内の既設排水溝を使用し、旧カネボウ防府工場敷地内の5社共通の総合排水口より海域へ排出します。なお、本計画は、循環冷却方式（冷却塔）を採用することとしており、多量の温排水の放水を回避する計画であることから、排水に伴う海域への影響は極めて小さいものと考えております。		
	2-4. 水の濁り					造成等の工事に「水の濁り」の項があるが、これは単に濁りだけのことか、それとも、地下水などに含まれるかも知れない有害物質の挙動も含むものか？	造成等の工事に伴う水の濁りの項目で予測評価の対象とするのは、水の濁りであり、有害物質の挙動は含んでおりません。当該土地については、環境影響評価の手続きとは別に、土壤汚染対策法に基づく手続きを行います。当該土地が汚染されている場合、土壤汚染対策法により、土地の汚染状態と利用の仕方に応じて地下水の水質の測定、封じ込めなどの汚染の除去等の措置が講じられますので、本事業によって有害物質が周辺に拡散することはありません。		

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
2. 水環境	2-5. 予測対象時期							<p>大気環境も水環境も予測対象時期として定常運転状態のときを選んでいるが、始動時や停止時といった非定常時も影響を評価すべきと思う。(再掲)</p>	<p>環境影響評価技術指針のとおり、供用時の予測対象時期は、定常状態にある時期を影響が最大になる時期としております。 ベースロード電源である石炭火力発電所は、ミドル電源のガス焚の発電所とは違い、起動停止の頻度は低いことから、極めて一時的な影響であると考えられます。</p>
3. 騒音・振動	3-1. 民家への配慮について	<p>冷却塔は、どれくらいの寸法のものか設置されるのか。</p>	<p>冷却塔はファンを6基備えており、おおよそ縦13m、横60m、高さ15mの規模で計画しています。騒音レベルとしては、機器近傍1mで90dBと想定しています。</p>	<p>冷却塔による民家への騒音について、しっかり配慮してほしい。</p>	<p>騒音発生源となる機器は、必要に応じて防音カバーの設置や、低騒音型機器を採用する等の対策を行います。また、振動発生源となる機器は強固な基礎の上に設置する計画です。 なお、騒音・振動の影響については、現在実施中の環境調査(騒音・振動調査)の結果を基に、発電所の建設および運転に伴う周辺環境への影響を予測評価し、準備書にてお示ししてまいります。</p>	<p>主変圧器について騒音発生源と騒音の特徴を教えてください。</p>	<p>主変圧器の騒音発生源は、変圧器自体から発生される励磁騒音や、冷却ファンなどがあります。騒音の周波数域は、車のエンジンとほぼ同等と考えています。</p>		
						<p>施設の稼働による騒音の夜間稼働に対する近隣民家への対策</p>	<p>騒音発生源となる機器は、必要に応じて防音カバーの設置や、低騒音型機器を採用する等の対策を行います。また、振動発生源となる機器は強固な基礎の上に設置します。夜間については、大きな騒音が発生するような作業を行わないよう努めるなどの対策を検討してまいります。</p>	<p>騒音のレベルは低いと考えます。深夜の操業等防音対策を十分検討していただきたい。</p>	<p>夜間については、大きな騒音が発生するような作業を行わないよう努めるなどの対策を検討してまいります。</p>
4. 動植物・生態系	4-1. 海域への影響					<p>海の生態系について、発電所における排水温度は、環境を歪めやすい。方法書には、「適切な」という言葉しかないが、夏冬の排水温度と内容を具体的に知りたい。</p>	<p>夏冬の排水温度は下記のとおりです。 《夏季》排水温度約36℃ 《冬季》排水温度約25℃ また、海生生物への影響については、復水器の冷却に循環冷却方式(冷却塔)を採用することで、多量の温排水の放水はないことから、排水に伴う海域への影響は極めて小さいものと考えております。</p>		
						<p>藻場(向島や江泊周辺)への影響とカキ、ウニ、わかめ、アサリ、魚類等海域に生育するものへの保全</p>	<p>本事業計画では、既設の工業用地や公共ふ頭を利用するため、港湾施設の設置や埋立等の海域の地形改変を行わないことから、藻場や漁業への影響を回避しております。 また、復水器の冷却に循環冷却方式(冷却塔)を採用することで、海域への多量の温排水の放水を回避することとしており、排水に伴う海生生物への影響は極めて小さいものと考えております。</p>		
5. 景観・人と自然との触れ合いの活動の場	5-1. 緑地の確保について			<p>緑地の確保に努めるべき。</p>	<p>山口県では、国が定める準則に代えて、工場敷地内の緑地・環境施設の面積率について特例(「工場立地法の規定に基づく地域準則を定める条例」)が定められていますので、この条例に則り、緑地囲面積と環境施設面積を確保する計画です。</p>				

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
6. 廃棄物等	6-1. 副産物の有効活用	建設工事に伴う副産物は、建設残土の他には具体的に想定しているものはあるか。	主なものとして、既設基礎の鉄筋やコンクリートなどが考えられます。これら再利用、再資源化できるものは有効利用し、最終処分量を低減していく計画です。			フライアッシュ、ボトムアッシュについて、どの程度が有効利用され、またどの程度が最終処分されるのか。	現在調整中ですが、セメントの粘土代替材への活用等、可能な範囲で有効利用を図ってまいりたいと考えております。	「建設発生土は可能な限り区域内で埋戻し等有効利用を図る」とあるが、一部でも外部に搬出し処理するのであれば、土壌汚染の可能性を評価すべきと思う。	本事業では、3,000m ² 以上の掘削等を実施する計画のため、土壌汚染対策法の形質変更に伴う届出を行う計画です。したがって、建設発生土についても、必要に応じて、法に基づき適切に対応してまいります。
						建設工事に伴う副産物とは何？アスベストなど有害物が含まれないことは確認済？	建設に伴う建設副産物には、コンクリート殻および配筋（鉄筋）があるものと考えております。通常、コンクリートにはアスベストを使用することはありません。なお、現時点で発生する計画の建設副産物でアスベスト等の有害物質に該当しているものはありませんが、今後の計画の進捗で対策が必要な事項があれば、適切に対応してまいります。		
	6-2. 脱水汚泥の処理					脱水汚泥は産業廃棄物として処理する（方法書2-19）とありますが、具体的には？またセメント炉内への投入は考えられていますか？	脱水汚泥は含有水分量が多いため、他の事業者でも実施している焼却処分を計画しています。		
						産業廃棄物としての搬出後の場所（脱水汚泥）	脱水汚泥の搬出先については、今後検討してまいります。		
	6-3. 焼却灰の保管					焼却灰の灰貯蔵設備の保管許容量	設備の詳細設計中ですが、焼却灰の保管許容量は定格運転で3日分を計画しています。		
	7. 温室効果ガス等	7-1. CO ₂ 削減効果	バイオマスの混焼比率は重量比でどれくらいか。また、それによる二酸化炭素の排出抑制がどれくらい想定されるのか。	重量比で40%程度混焼しようと考えています。熱量比では約25%であるため、二酸化炭素排出量も約25%削減できるイメージで捉えています。			最新鋭の循環流動層ボイラ採用とともにバイオマス混焼による二酸化炭素排出量の削減率	バイオマス混焼率25%（カロリーベース）の場合、全体で約30%の削減と試算しています。	
バイオマスをより増やす可能性はあるのか。			本計画では、カロリーベースで25%程度の混焼を目指しています。混焼率を上げる（バイオマス燃料を増やす）ことについては、燃料調達面、設備面で検討を行う必要がありますが、可能な限り増やす方向で検討してまいります。			石炭34万t、バイオマス20万tの計画ですが、 ① バイオマスの量をより増やす計画はありますか？ ② バイオマス利用による温室効果ガスの削減量はどの程度ですか。	①本計画では、カロリーベースで25%程度の混焼を目指しています。混焼率を上げる（バイオマス燃料を増やす）ことについては、燃料調達面、設備面で検討を行う必要がありますが、可能な限り増やす方向で検討してまいります。 ②バイオマス混焼率25%（カロリーベース）の場合、バイオマスの使用量は年間16万t程度となり、全て石炭で発電した場合に比べ、年間20万t-CO ₂ 程度（▲25%程度）のCO ₂ を削減できます。	海外のPKS等を利用するバイオマス発電は、グローバルなカーボンニュートラルのしくみ、また、コスト面によるものと考えますが、国内、県内産の木質系燃料の活用を最大限に図っていただきたい。	県内産のバイオマスについては、山口県森林組合連合会などを通じて調達致したいと考えており、最大限の活用を図ってまいります。

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
7. 温室効果ガス等	7-2. 温暖化への影響					C02排出による温暖化への影響と大気汚染物質の健康への被害についてお聞かせ願いたい。 (再掲)	多様なバイオマス燃料の混焼が可能であるC F B ボイラを採用すると共に事業者として実行可能な範囲でバイオマス燃料の混焼率を高めることで温室効果ガスの削減に取り組んでいく考えです。 また、大気質の影響については、現在実施中の環境調査（大気質調査）の結果を基に、発電所の建設および運転に伴う周辺環境への影響を予測評価し、環境基準との比較結果も含め、準備書にてお示しして参ります。		
						施設稼動にともなう排ガス二酸化炭素の温暖化への影響	C02排出については、他の火力発電所と同様に温暖化に影響をあたえとありますが、バイオマス燃料を混焼することにより、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量を削減してまいります。 また、今後、温室効果ガスの削減に向けた枠組み検討の状況を注視し、事業者として必要な対応を検討してまいります。		
8. その他	8-1. バイオマスの臭気			バイオマスの臭気の評価を入れるべき。	バイオマス燃料の貯蔵にはバンカ式を採用することとしており、その搬送設備（コンベア）等は全て密閉式の構造とする計画です。 また、本計画のボイラでは炉内温度が800℃以上あり、十分に燃焼され酸化分解され、燃焼後の排ガスの臭気の影響はないものと考えております。 これらのことから、現在、評価項目として選定しておりませんが、ご意見を受け、準備書にてお示しするよう検討してまいります。	臭気に関して：燃料PKSの船からの陸揚げ時や排水汚泥の貯蔵・運送時に、環境への影響はないであろうか？	燃料PKSの船からの陸揚げ時においても、密閉式のコンベアによる搬送を計画しています。 排水汚泥についても、適宜産廃処理を行う計画であり、臭気による環境影響はないと考えています。	委員会席上にて、発言したとおり、臭気に関するアセスを実施されたい。	バイオマス燃料の貯蔵にはバンカ式を採用することとしており、その搬送設備（コンベア）等は全て密閉式の構造とする計画です。 また、本計画のボイラでは炉内温度が800℃以上あり、十分に燃焼され酸化分解され、燃焼後の排ガスの臭気の影響はないものと考えております。 これらのことから、現在、評価項目として選定しておりませんが、ご意見を受け、準備書にてお示しするよう検討してまいります。
	8-2. 燃料	石炭は、どこから持ってこられるのか。	石炭は、オーストラリアやインドネシアの瀝青炭を予定しています。						
		バイオマスはどこから搬入されるのか、またどのように置かれるのか。	国内のものは山口県を中心に最大4万トン、海外からは、インドネシア、マレーシア等から約16万トンを見込んでおり、密閉式のバンカーに貯蔵します。						
8-3. 安全対策	施設の耐震性、津波への対策はどのようになされているのか。	耐震性は、建築基準法に基づいた耐震設計をしています。津波、高潮への対策については、機器の設置レベルを過去の最大潮位以上とし、据付レベルを5.2mを考えています。				防災、耐震、津波対策施設	環境影響評価事項ではありませんが、耐震や火災防止など、電気事業法、消防法、建築基準法等関係法令・指針を順守し、安全な設備となるよう計画します。 また、高潮の影響を考慮し、今後、機器据付高さを検討いたします。		
						国土防災で、対象事業実施区域は、一部が海岸保全区域に掛かっている。その箇所と取り組み	方法書P. 3-120のとおり、旧防波堤設置箇所が海岸保全区域となっています。燃料搬送コンベアは旧防波堤上部を横断する計画としておりますので、関係行政と調整しながら、検討を進めております。		

大項目	中項目	3月23日環境審議会での質問、意見				3月23日環境審議会以降の質問、意見			
		質問	事業者回答	意見	事業者見解	質問	事業者回答	意見	事業者見解
8. その他		ボイラーの安全対策について、循環流動層方式では、どのような点が想定されるのか。	ボイラーの運転に関しては、事故の原因にもつながる設備の損傷等が発生しないよう運転監視をします。						
		ボイラーやタービンを止めて点検を実施するのは、どの程度の頻度か。	法定点検はボイラで2年毎、タービンで4年毎となります。						
	8-4. 環境影響の回避低減	環境影響評価にある回避低減とは、発生源での低減措置を含むのか。含むのであれば、発生源での低減措置を検討した結果、現段階からの程度低減されたか、具体的な数値で示されるのか。	事業計画の中での回避、低減を含みます。予測結果のところ、事業計画にいか環境保全措置を考慮して事業努力しているか、その結果、与える影響はこのようになるという説明をします。					環境影響の実行可能な範囲内での具体的回避、低減についての作業を特に強調して進めて下さい。	拝承
	8-5. 他地域での事例							<p>前回の説明を伺ったからの感想になります。</p> <p>市民の立場からは各項目においてどのような影響が起こるのか関心は高く、心配事もあるかと思えます。</p> <p>ただ、市民からは専門的な見地で将来的に起こりうる予想はできません。そのため市民の目線に立った透明性のある環境評価が求められるかと思えます。</p> <p>上記を踏まえ以下を要望致します。</p> <p>1. 他県等で既に稼動しているバイオマス・石炭混焼発電所があれば、現在その地域で問題となっている項目については詳細に報告をいただきたいこと。</p>	他社における問題点等については、特段持ち合わせておりませんが、環境アセスメントとは大規模な開発事業の実施前に事業者自らが事業による環境影響評価について調査、予測および評価を行うこととなっており、その結果を公表し、住民の皆様の意見を聴き環境保全に配慮しようとするための仕組みであるため、これまでの経験等を基に影響評価項目を選定しております。

防府バイオマス・石炭混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書
について（意見案）

記

1 事業の内容について

- (1) 施設の安全性や施設の稼動における事故防止に万全の対策を講じること。
- (2) ばい煙及び排水による環境負荷の低減について、最大限の対策を講じるとともに、準備書の段階では、環境影響への回避低減について具体的に示すこと。
- (3) 発電所の稼動に伴う騒音については、その影響が夜間に近隣民家に及ぶことが予想されることから、最大限の対策を講じること。
- (4) バイオマスの混焼比率を可能な限り増加させることで、二酸化炭素排出量の抑制に努めること。

2 環境影響評価の項目について

- (1) 使用する石炭及びバイオマスの性状を十分把握した上で、重金属類、ダイオキシン等について発生量を予測し、その環境への影響の程度によっては、環境影響評価項目に追加すること。
また、PM2.5については、準備書の作成までに評価方法が確立された場合には、環境影響評価項目への追加を検討すること。
- (2) 使用するバイオマスについて、その性状を十分把握した上で、悪臭の発生防止に最大限の対策を講じるとともに、その環境への影響の程度によっては、環境影響評価項目に追加すること。